

千葉市心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市心身障害者扶養共済条例（平成3年千葉市条例第52号）に基づく千葉市心身障害者扶養共済制度の加入者が死亡し、又は重度障害となった場合において、一定の事由により年金給付が支給されないときに、心身障害者に特別弔慰金を支給することを目的とする。

(支給対象)

第2条 特別弔慰金は、心身障害者の生存中にその者を扶養していた加入者が死亡し、又は重度障害となった場合において、次の各号の一に該当するとき、次に支給するものとする。ただし、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から同一の事由に基づく特別弔慰金給付金の支給を受けられなかったときは、この限りでない。

- (1) 加入者が告知義務に違反したため年金給付が支給されない場合であって、当該告知義務違反が当該加入者の悪意によるものでないと認められるとき。
- (2) 加入者が自殺したため年金給付が支給されない場合であって、当該自殺が年金給付の支給を受けることを目的として行われたものでないと認められるとき。

(支給)

第3条 特別弔慰金の支給は、死亡し、又は重度障害となった加入者が扶養していた心身障害者（年金管理者が定められているときは年金管理者）に対して行うものとする。

(支給額)

第4条 特別弔慰金の額は、加入者に係る納付保険料の額に相当する額の範囲内の額で、機構から支払われた特別弔慰金給付金の額に相当する額とする。

(通知)

第5条 特別弔慰金の支給を決定したときは、別紙様式による特別弔慰金支給決定通知書を心身障害者（年金管理者が定められているときは年金管理者）に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。